

事 務 連 絡
令和4年12月26日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされております。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児とともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっております。

今般、こうした点について、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（令和3年12月取りまとめ）における議論も踏まえ、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第一条及び第五条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとしました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定

が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、同条等について、改正省令第三条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとしました。

つきましては、具体的な留意事項等について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては貴管内の保育所等に対して、各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課におかれては貴管内の児童発達支援事業所等に対して、当該内容を十分御了知の上、遺漏なく周知していただくようお願いします。

記

1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

①児童発達支援事業所等との併設・交流について

(1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。）

(2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の

時間が十分に確保されるように留意すること

- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の内容についても理解することが重要であること

②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

- 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①（１）で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。

- なお、上記①、②を踏まえ、保育所等とその併設先となる児童発達支援事業所等及び上記の児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は別紙の参考①、②のとおりであるので留意すること。

2. その他

①運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定すること。

②施設整備等に係る財産処分との関係について

保育所等と社会福祉施設等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備

された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合には一時使用に該当する場合には手続が不要となるため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）1（4）で示した取扱いも踏まえ適切な手続を行うこと。

③多様な社会参加の支援に向けた保育所等の活用等について

今回の改正省令と関連する取組として、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）において、空きスペースを活用し、本来の業務に支障の無い範囲であれば積極的な事業の実施が可能である旨お示ししているところであり、当該通知に沿って、引き続き、保育所等の地域資源を活用し、こども食堂の実施等、多様な社会参加への支援に向けた取組を進めていただきたい。

また、保育所等の多機能化や他の機関との連携に関しては、②でお示した社会福祉施設等以外にも、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の施設等との併設・交流も考えられるが、その際に共用・兼務が可能となる設備・人員の考え方については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において既にお示ししているところであり、当該ガイドラインに沿って取組を進めていただきたい。

以上

○本件についての問合せ先

＜保育所等に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111（内線 4852, 4853）

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

＜児童発達支援事業所等に関する事＞

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111（内線 3037, 3102）

【参考①：保育所等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、保育所等と社会福祉施設等（児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。）並びに1②に掲げる一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備
保育所	▪ <u>保育士</u> ▪ 嘱託医 ▪ 調理員	▪ <u>乳児室・ほふく室</u> ▪ <u>屋外遊技場</u> ▪ <u>保育室・遊戯室</u> ▪ 医務室 ▪ 調理室 ▪ 便所 ▪ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (A・B型)	▪ <u>保育士</u> ▪ 嘱託医 ▪ 調理員	▪ <u>乳児室・ほふく室</u> ▪ <u>屋外遊技場</u> ▪ <u>保育室・遊戯室</u> ▪ 調理設備 ▪ 便所 ▪ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (C型)	▪ <u>家庭的保育者</u> ▪ 嘱託医 ▪ 調理員	▪ <u>乳児室・ほふく室</u> ▪ <u>屋外遊技場、</u> ▪ <u>保育室・遊戯室</u> ▪ 調理設備 ▪ 便所 ▪ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
家庭的保育事業	▪ <u>家庭的保育者</u> ▪ 嘱託医 ▪ 調理員	▪ <u>乳幼児の保育を行う専用の部屋</u> ▪ <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭</u> ▪ 調理設備 ▪ 便所 ▪ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
事業所内保育事業	※定員 20 名以上：保育所の基準と同様 ※定員 19 名以下：小規模保育事業（A・B 型）と同様	

【参考②：社会福祉施設等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、社会福祉施設等において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備	留意事項
児童発達支援	【児童発達支援センター（福祉型）】 ▪ 嘱託医 ▪ <u>児童指導員又は保育士</u> ▪ 機能訓練担当職員 ▪ 看護職員 ▪ 栄養士 ▪ 調理員 ▪ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援センター（福祉型）】 ▪ <u>指導訓練室</u> ▪ <u>遊戯室</u> ▪ <u>屋外遊技場、医務室、相談室</u> ▪ <u>調理室</u> ▪ <u>静養室</u> ▪ <u>聴力検査室</u> ▪ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ▪ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u>	▪ 記1①に記載の具体的な留意事項等を踏まえること。
	【児童発達支援事業所】 ▪ <u>児童指導員又は保育士</u> ▪ 機能訓練担当職員 ▪ 看護職員 ▪ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援事業所】 ▪ <u>指導訓練室</u> ▪ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ▪ <u>訓練に必要な機械器具等</u> ▪ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u>	
医療型児童発達支援	【児童発達支援センター（医療型）】 ▪ <u>保育士</u> ▪ <u>児童指導員</u> ▪ <u>理学療法士又は作業療法士</u> ▪ 機能訓練担当職員 ▪ 看護職員 ▪ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援センター（医療型）】 ▪ <u>指導訓練室</u> ▪ <u>屋外訓練場</u> ▪ <u>相談室</u> ▪ <u>調理室</u> ▪ <u>浴室及び便所には手すり等身体機能の不自由を助ける設備</u> ▪ <u>消化設備その他</u>	

		<u>非常災害に際して必要な設備</u> ・ <u>医療法に規定する診療所に必要とされる設備</u>	
一時預かり事業	【一般型】 ・ <u>保育従事者</u> （保育所に準じ、子どもの人数に応じた数） 【地域密着 II 型】 ・ <u>乳幼児を処遇する者</u>	【一般型】 ・ <u>必要な設備</u> （保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く）） ※食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備 【地域密着 II 型】 ・ <u>実施場所で兼務が可能な人員</u>	・ 保育従事者について、一体的に行う保育所の職員による支援を受けることができ、当該職員が保育士である場合に兼務可能。
病児保育事業	【病児対応型】 ・ <u>病児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> 【病後児対応型】 ・ <u>病後児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> 【体調不良児対応型】 ・ <u>看護師等</u>		
地域子育て支援拠点事業	【一般型】 ・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である 2 名を除く。）</u> 【経過措置（小規模型指定施設）】 ・ <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者（専任である 1</u>	・ <u>適当な設備</u> ・ <u>授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u>	

	<u>名を除く。)</u> 【連携型】 子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である1名を除く。）		
--	--	--	--